

## 気候変動を考慮して十勝川、阿武隈川の長期計画を変更しました ～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、十勝川水系および阿武隈川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

気候変動の影響を考慮した一級水系の河川整備基本方針の変更は、令和3年度に変更した新宮川、五ヶ瀬川、球磨川の3水系に続き、今回の変更で5水系になります。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

### <河川整備基本方針変更の主なポイント>

- 将来の降雨量の増加を見込んだうえで、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。

十勝川水系 帯広地点 既定計画 6,800m<sup>3</sup>/s → 今回変更 9,700m<sup>3</sup>/s

阿武隈川水系 福島地点 既定計画 7,000m<sup>3</sup>/s → 今回変更 8,600m<sup>3</sup>/s

※この基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。

- 十勝川においては、
  - 河川利用や環境などを考慮した河道づくり
  - 上流部や支川における霞堤の保全
  - 災害リスクを考慮した立地誘導と連携した市街地への氾濫抑制対策（二線堤等の整備）

阿武隈川においては、

- 沿川の土地利用と一体となった遊水機能の確保や遊水地整備
- 水田貯留の普及・拡大
- 上下流の交流・連携の推進

など、流域治水の取組を推進する方向性を提示しています。

### <関係資料の掲載先について(国土交通省ウェブページ)>

- ・「十勝川水系及び阿武隈川水系河川整備基本方針」の本文

[http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/gaiyou/seibi/about.html](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/about.html)

- ・社会資本整備審議会での審議経過

[https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/kihonhoushin/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/kihonhoushin/index.html)

【問い合わせ先】 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室

課長補佐 吉井 拓也（内線:35372）

係員 岡安 龍一（内線:35374）

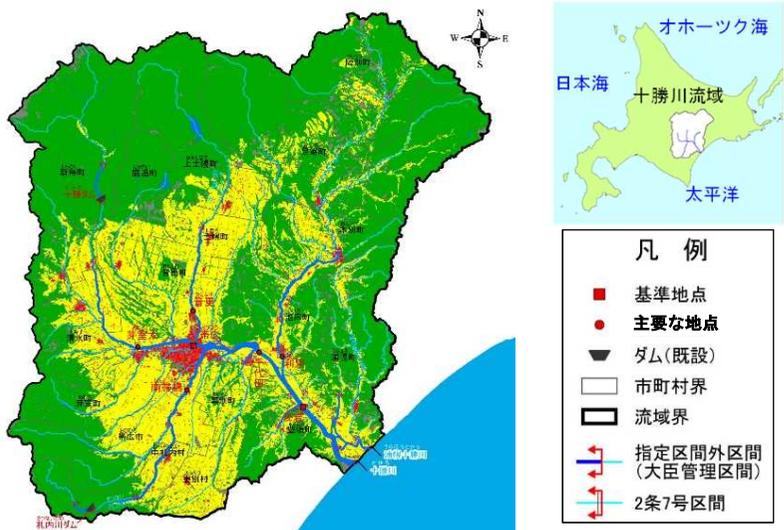
代表:03(5253)8111 直通:03(5253)8445 FAX:03(5253)1602

# 気候変動を踏まえた「十勝川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 平成28年8月に4個の台風の上陸・接近などに伴う降雨によって、**基準地点茂岩、帯広地点では観測史上最大の流量を記録し、更に帯広地点では洪水防御のための河川整備の既定目標(基本高水)6,800m<sup>3</sup>/sと同規模となった。**
- 気候変動による降雨量の増加等に対応するため、1/150確率雨量に**降雨量変化倍率(×1.15)**を乗じ、**新たな基本高水のピーク流量を基準地点茂岩地点で21,000m<sup>3</sup>/s、帯広地点で9,700m<sup>3</sup>/sとした。**
- 背後地の人口・資産の集積状況をはじめ、本川上中流部や支川等の沿川地域の水害リスクの状況、流域の土地利用、市街地の利活用、土砂移動の連続性や生物・物質循環、豊かな自然環境等に配慮し、河道掘削等による河積の拡大、及び洪水調節施設等により、基本高水を安全に流下させる。
- 想定されるあらゆる規模の洪水に対し、基本高水までの洪水の氾濫を防ぐことに加え、氾濫による被害を軽減する対策の検討や、背後地へのハザード情報の提供等による水害に強いまちづくりの推進、避難等の被害軽減対策を関係者と連携し取り組んでいく。

## 十勝川流域図

流域中流域に位置する帯広市は、北海道東部の社会・経済活動の拠点となっている。流域の形状が扇状で、急流河川の音更川などが帯広市街地で合流する。

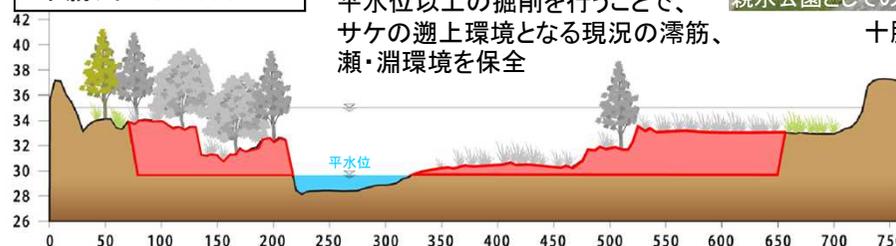


## 河川利用や環境などに配慮した河道掘削



十勝川 54k600

平水位以上の掘削を行うことで、サケの遡上環境となる現況の滞り、瀬・淵環境を保全



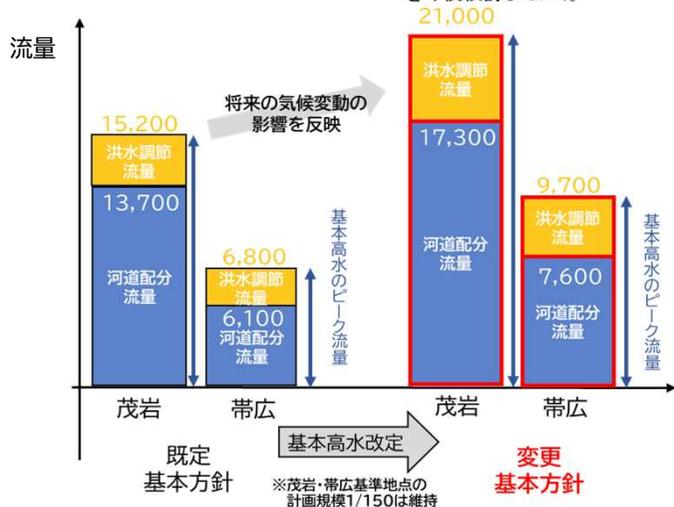
変更基本方針掘削断面(案)



十勝川の河川空間の利用にも配慮

## 河道と洪水調節施設等の配分流量

洪水調節施設等については、流域の土地利用や雨水の貯留・保水遊水機能の今後の具体的な取り組み状況を踏まえ、具体的な施設配置等を今後検討していく。



## 流域治水の推進

### <立地誘導と連携した氾濫抑制対策>

- ・中新得川等では、平成28洪水で氾濫が発生。
- ・このため新得町において、浸水リスクを考慮した居住誘導区域等を設定した「立地適正化計画」を策定するとともに、市街地への氾濫抑制対策を実施。(二線堤の整備等)



### <霞堤の保全>

洪水流の勢いを弱める効果、氾濫流を速やかに河川に戻す効果などとともに、魚類等の一時的な避難場所にもなり得る霞堤の保全



# 気候変動を踏まえた「阿武隈川水系河川整備基本方針」 変更の概要

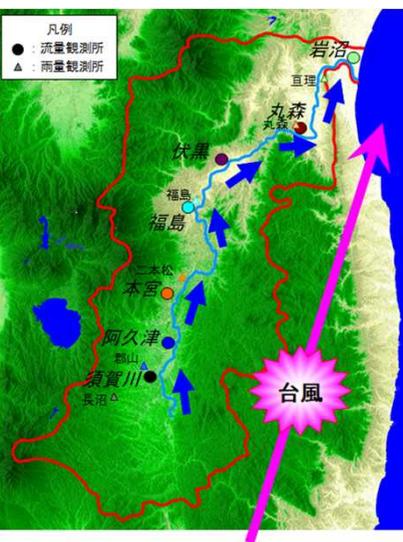
- 令和元年東日本台風に伴う降雨によって、福島基準地点、岩沼基準地点では観測史上最大の流量を記録し、洪水防御のための河川整備の既定目標（基本高水）福島地点7,000m<sup>3</sup>/s、岩沼地点10,700m<sup>3</sup>/sを大きく超過した。
- 気候変動による降雨量の増加等に対応するため、1/150確率雨量に、降雨量変化倍率(×1.1)を乗じ、新たな基本高水のピーク流量を福島基準点で8,600m<sup>3</sup>/s、岩沼基準点で12,900m<sup>3</sup>/sとした。
- 背後地の人口・資産の集積状況をはじめ、本川や支川等の沿川地域の水害リスクの状況、流域の土地利用、河川空間や河川水の利活用、土砂移動の連続性や生物・物質循環、豊かな自然環境等に配慮し、河道掘削等による河積の拡大、及び洪水調節施設等により、基本高水を安全に流下させる。
- 想定されるあらゆる規模の洪水に対し、基本高水までの洪水の氾濫を防ぐことに加え、氾濫による被害を軽減する対策の検討や、背後地へのハザード情報の提供等による水害に強いまちづくりの推進、避難等の被害軽減対策を関係者と連携し取り組んでいく。

## 阿武隈川流域図



大小の狭窄部が盆地を挟んで交互に連なっており、盆地と狭窄部を貫くように流下し、盆地には福島市や郡山市などの市街地が形成され、資産が集中している。

流域は南北に細長く、かつ流路は南から北方向になっているため、台風の進路と一致しやすい傾向。3大水害等の主要降雨波形は台風によるものが多く、本川の流量ピークと支川の流量ピークが1時間以内になるケースが全体の約50%。



## 沿川の土地利用と一体となった遊水機能の確保、遊水地整備

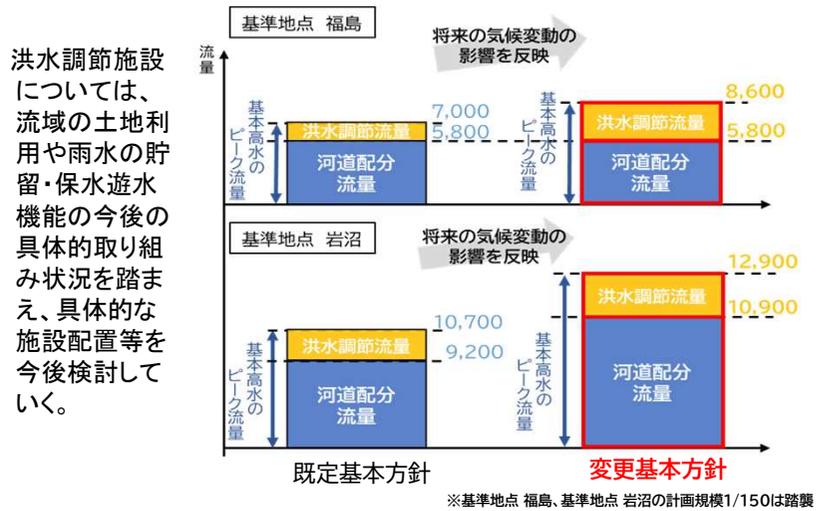
洪水の流下特性や想定される被害の特徴に応じた対策を講じるとともに、本支川及び上下流バランスや沿川の土地利用と一体となった遊水機能の確保にも考慮した整備が必要。それぞれの地域で安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した河川整備を行う。



濱尾遊水地（既設）

遊水地群（事業中）

## 河道と洪水調節施設等の配分流量



洪水調節施設については、流域の土地利用や雨水の貯留・保水遊水機能の今後の具体的取り組み状況を踏まえ、具体的な施設配置等を今後検討していく。

## 流域治水の推進

### <水田貯留の普及・拡大>

平成29年に郡山市と日本大学工学部との「水田における多面的機能実証事業」における連携協力に関する協定を締結。田んぼダムの効果を検証するなど、水田の多面的機能実証事業を通じ、都市部に集中する浸水被害の軽減に寄与することを目指す。

### 田んぼダム設置・ため池実態調査 エリア



## <上下流の交流・連携>

福島駅前軽トラ市における遊水地整備予定地3町村の地産品PR・販売や、阿武隈川中流に位置する道の駅における特設販売コーナーで上流4市町村の特産品・名産品を販売。両取組にあわせて阿武隈川緊急治水対策プロジェクトを紹介。



# 河川整備基本方針と河川整備計画の概要

## 河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

- 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針  
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針  
の決定・公表

(一級河川の場合)  
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)  
都道府県河川審議会  
都道府県河川審議会がある場合

## 河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容  
(計画対象期間 :20~30年間程度)

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の  
案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる  
ために必要な措置

関係住民

意見聴取

(一級河川の場合)  
関係都道府県知事

河川整備計画の  
決定・公表

(二級河川の場合)  
関係市町村長

## 河川工事、河川の維持

河川法(昭和39年7月10日法律第167号)(抄)

(河川整備基本方針)

第十六条(略)

2(略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4~5(略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。